

意見発表 2014/12/22

それでは、当常任委員会に付託されております諸議案及び関連する事項につきまして、維新の党神奈川県議会議員団といたしまして、意見及び要望を申し述べさせていただきます。

今常任委員会では「神奈川県子どもの貧困対策推進計画素案」の報告がありました。子どもの貧困を巡る現状は、多岐に渡っていますが、私は、児童擁護施設など社会的養護下の子どもたちの自立支援について県の取組みを伺いました。

わが国の貧困状態にある子どもの割合（相対的貧困率）は、厚生労働省の2012年のデータでは、16.3%であると今年7月に発表されました。約6人に1人、全国で325万人もの子ども達が貧困状態にあるという事になります。さらに、一人親世帯では1985年以降、常に50%を越えています。

子どもの貧困は、相対的貧困率や家計の経済状態から把握することが重要であることはいうまでもありません。この点に加えて、貧困が子どもに与える影響を包括的に捉え、子どもの権利条約に規定されている子どもの諸権利の実現を阻んでいる現状を測定する必要があります。

この点について、公益財団法人日本ユニセフ協会の資料では「貧困とは単純にお金がある、ないという経済的な側面だけでなく、人間として享受すべき教育や医療などの社会サービスが受けられない状況も含めて多角的に測られるべきものです」と指摘しています。

現在、日本には、まだ、子どもの貧困を捉える定義や貧困の解消／解決に必要な指標がないといわざるをえません。子どもの権利実現の視点から、早急にこれらを検討し活用していくことを要望します。

次に、社会的養護下にある子ども達についてです。戦後、児童養護施設は両親が死亡した孤児が生活する場所でした。現在は虐待のため親からはなれて生活をせざるを得なくなった子ども達が入所者の8割以上をしめています。

施設で暮らす子ども達が自信を持って社会に出る事が出来るための基礎的な教育支援はもちろんですが、退所後の支援がまだまだ足りないのが現状です。

退所者の多くは親元に戻る事が出来ずに、一人で生きていかなければなりません。東京都の調査で、施設などから退所直後に「まず困った事」に対する回答で、最も多かったのは「孤独感・孤立感」。

そして、保証人の問題でした。アパートを借りたり就職する際は保証人が必要です。また、未成年者が携帯電話を購入する時は親権者なしには困難な場合があります。こうした、家族に頼れない社会的養護経験者の若者たちを精神的なものも含め自立を支える仕組みは、残念ながら整っていないとは言えません。

そこで、横須賀市は、「地域の架け橋横須賀ステーション」を立ち上げました。

予算2万円の事業です。まだ、立ちあげたばかりで、どのような効果が出るかはわかりませんが、「職の里親さん」の存在は、子ども達にとって精神的な支えになってくれる事と思います。県では、住居等の支援を始め「あすなろサポートステーション」で様々な支援を行っています。さらに、充実させ、その機能を十分に果たして頂く事を要望します。

子どもの貧困の問題は、法律や計画案を整えただけで、解決出来るものでしょうか？貧困の連鎖はなくなるものでしょうか？

「神奈川県子どもの貧困対策推進計画素案」の基本理念に、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右される事がないよう」とあります。

格差が拡がり子どもの貧困率が上がっていることに危機感を持ったうえで、行政が解決の環境を公平に整えること、その上で自助努力の必要性を教育していくことがいま、大切だと思えます。

以上、申し上げた観点から、なお一層のご努力を期待いたしまして、当常任委員会に付託された諸議案について賛成いたします。

